

総務大臣配分資産に係る固定資産税の課税標準となるべき  
価格等の決定及び修正について(令和 7 年 9 月修正分)

## 資料 1 - 2

## 総務大臣配分資産に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格等の決定及び修正について(令和7年9月修正分)

○年度別集計(当初申告と修正申告の差額)

(単位：百万円)

年 度	価格等の決定		価格等の修正		計		税額見込額
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
R3	324	43	32	16	356	59	1
R4	257	26	31	16	288	42	1
R5	0	0	31	15	31	15	0
R6	0	0	30	990	30	990	14
R7	1,100	550	1,055	897	2,155	1,447	20
計	1,681	619	1,179	1,934	2,860	2,553	36

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。